

国保税の減免基準にある生活保護基準の1.3倍はいくら？

2018.10.26

埼商連：大藤

○伊奈町在中 4人家族の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費 第1類
伊奈町 (3級地-1)	42	1	33,210
	40	1	32,420
	15	1	33,040
	10	1	29,010
合計		4	127,680
4人の通減率			0.7675
伊奈町4人世帯の生活扶助費			97,994 A
第1類※1の支給額			
※1 世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。			
伊奈町4人世帯の生活扶助費			51,970 B
第2類※2の支給額			
※2 世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。			
住宅扶助額			48,000 C
児童養育加算			20,000 D
生活保護費(A+B+C+D)			217,964 E
国保減免基準	E × 1.3 倍		283,354 F
1年	F × 12 ヶ月		3,400,248

○伊奈町在中 母子家庭2人家族の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費 第1類
伊奈町 (3級地-1)	40	1	32,420
	13	1	33,040
合計		2	65,460
2人の通減率			0.8850
伊奈町2人世帯の生活扶助費			57,932 A
第1類※1(支給額)			
※1 世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。			
伊奈町4人世帯の生活扶助費			42,340 B
第2類※2の支給額			
※2 世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。			
住宅扶助額			44,000 C
母子加算、児童養育加算			29,620 D
生活保護費(A+B+C+D)			173,892 E
国保減免基準	E × 1.3 倍		226,060 F
1年	F × 12 ヶ月		2,712,720

○伊奈町在中 1人世帯の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費 第1類
伊奈町 (3級地-1)	59	1	33,210
合計		1	33,210
1人の通減率			1.0000
伊奈町単身世帯の生活扶助費			33,210 A
第1類※1(支給額)			
※1 世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。			
伊奈町4人世帯の生活扶助費			34,420 B
第2類※2の支給額			
※2 世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。			
住宅扶助額			37,000 C
母子加算・障害加算			なし D
生活保護費(A+B+C+D)			104,630 E
国保減免基準	E × 1.3 倍		136,019 F
1年	F × 12 ヶ月		1,632,228

伊奈町と同じ等級地(3級地-1)	
行田市 秩父市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 久喜市 北本市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 白岡町 毛呂山町 越生町 嵐山町 鳩山町 宮代町 杉戸町 松伏町	

※実際の生活保護費は、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、教育扶助を受けられません。

伊奈町の国保税申請型の減免基準

世帯の直近3か月の実収入金額の平均金額が、基準生活費に100分の130を乗じて得た金額以下、及び預貯金の額が基準生活費の3か月分以下の金額であって、次のいずれかに該当する人として、(1) 納税義務者またはその世帯に属する被保険者が失業、退職、廃業、休業等により収入が皆無となり、または収入が著しく減少し、生活が困難であると認められるとき。(2) 納税義務者またはその世帯に属する被保険者が疾病または負傷により、収入が皆無となり、または収入が著しく減少し、または医療費の増加により生活が困難であると認められるとき。(3) 納税義務者またはその世帯に属する被保険者が死亡し、または身体に著しい障害を受けたことにより、収入が皆無となり、または収入が著しく減少し、生活が困難であると認められるとき。基準生活費に対する世帯の直近3か月の平均収入額の割合に応じて、30%、70%、100%の国保税の減免が受けられる。 ※6月議会で基準生活費ではなく、支給基準となる生活保護費を基準としていると答弁あり。 減免期間 申請から3か月、さらに再度の申請で年度内最長6か月の納期まで。

○基準生活費 217,964円
減免申請時の預貯金の額が653,892円(217,964円×3か月)以下で、世帯の直近3か月の平均収入(収入には事業収入のほか児童手当などの収入も含まれます。)が基準生活費(217,964円)の1.3倍(283,354円)以下の場合、世帯の平均収入額の金額に応じて、次の割合で減免を受けられる。

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.05以下(228,863円) 100%
世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.10以下(239,761円) 70%
世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.20以下(261,557円) 50%
世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.30以下(283,354円) 30%

○基準生活費 173,892円
減免申請時の預貯金の額が521,676円(173,892円×3か月)以下で、世帯の直近3か月の平均収入(収入には事業収入のほか児童手当などの収入も含まれます。)が基準生活費(173,892円)の1.3倍(226,060円)以下の場合、世帯の平均収入額の金額に応じて、次の割合で減免を受けられる。

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.05以下(182,587円) 100%
世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.10以下(191,282円) 70%
世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.20以下(208,671円) 50%
世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.30以下(226,060円) 30%

○基準生活費 104,630円
減免申請時の預貯金の額が313,890円(104,630円×3か月)以下で、世帯の直近3か月の平均収入(収入には事業収入のほか児童手当などの収入も含まれます。)が基準生活費(104,630円)の1.3倍(136,019円)以下の場合、世帯の平均収入額の金額に応じて、次の割合で減免を受けられる。

世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.05以下(109,862円) 100%
世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.10以下(115,093円) 70%
世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.20以下(125,556円) 50%
世帯の直近3か月の平均収入が基準生活費の1.30以下(136,019円) 30%

国保税の減免基準にある生活保護基準の1.3倍はいくら？

2018.10.26

埼商連：大藤

吉川市の国保税 申請型の減免基準	生活保護の1・3倍の基準があるがHPで公表していない。窓口で相談に来たら、お伝えする(市職員回答)。申請後、納付能力調査で決定する。
---------------------	--

上記と同じ家族構成で夫の所得250万円、妻の所得50万円だった場合の国保税は**418,000円(34,833円/月)**。この家族構成の場合、減免基準以下となるので申請後に納付能力調査を受けて減免される。

上記と同じ家族構成で母親の所得250万円だった場合の国保税は**307,000円(25,583円/月)**。この家族構成の場合、減免基準以下となるので申請後に納付能力調査を受けて減免される。

上記と同じ家族構成で所得160万円だった場合の国保税は**178,000円(14,833円/月)**。この家族構成の場合、減免基準以下となるので申請後に納付能力調査を受けて減免される。

国保税の減免基準にある生活保護基準の1.3倍はいくら？

2018.10.26

埼玉連：大藤

○上尾市在中 4人家族の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
上尾市 (2級地-2)	42	1		34,740
	40	1		33,980
	15	1		34,580
	10	1		30,360
合計		4		133,660
		4人の逓減率		0.7675
上尾市4人世帯の生活扶助費				
第1類※1の支給額				102,584 A
※1 世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。				
上尾市4人世帯の生活扶助費				
第2類※2の支給額				54,390 B
※2 世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。				
住宅扶助費				56,000 C
母子加算・障害加算				なし D
生活保護費(A+B+C+D)				212,974 E

国保減免基準	E × 1.3 倍	276,866 F
1年	F × 12 ヶ月	3,322,395

○上尾市在中 母子家庭2人家族の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
上尾市 (2級地-2)	40	1		33,980
	13	1		34,580
合計		2		68,560
		2人の逓減率		0.8850
上尾市2人世帯の生活扶助費				
第1類※1の支給額				60,676 A
※1 世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。				
上尾市2人世帯の生活扶助費				
第2類※2の支給額				44,310 B
※2 世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。				
住宅扶助費				52,000 C
母子加算				21,200 D
生活保護費(A+B+C+D)				178,186 E

国保減免基準	E × 1.3 倍	231,641 F
1年	F × 12 ヶ月	2,779,695

○上尾市在中 1人世帯の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
上尾市 (2級地-2)	59	1		34,740
合計		1		34,740
		1人の逓減率		1.0000
上尾市単身世帯の生活扶助費				
第1類※1の支給額				34,740 A
※1 世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。				
上尾市単身世帯の生活扶助費				
第2類※2の支給額				34,420 B
※2 世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。				
住宅扶助費				43,000 C
母子加算・障害加算				なし D
生活保護費(A+B+C+D)				112,160 E

国保減免基準	E × 1.3 倍	145,808 F
1年	F × 12 ヶ月	1,749,696

上尾市と同じ等級地(2級地-2)
川越市 熊谷市 春日部市 狭山市 草加市 越谷市 入間市 志木市 桶川市 八潮市 富士見市 三郷市 ふじみ野市 入間郡 三芳町

④実際の生活保護費は、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、教育扶助を受けられます。

○所沢市在中 4人家族の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
所沢市 (1級地-2)	42	1		37,520
	40	1		39,580
	15	1		37,500
	10	1		32,920
合計		4		147,520
		4人の逓減率		0.7675
所沢市4人世帯の生活扶助費				
第1類※①(支給額)				113,222 A
※①世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。				
所沢市4人世帯の生活扶助費				
第2類※②(支給額)				58,970 B
※②世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。				
住宅扶助費				62,000 C
母子加算・障害加算				なし D
生活保護費(A+B+C+D)				234,192 E

国保減免基準	E × 1.3 倍	304,449 F
1年	F × 12 ヶ月	3,653,389

○所沢市在中 母子家庭2人家族の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
所沢市 (1級地-2)	40	1		39,580
	13	1		37,500
合計		2		77,080
		2人の逓減率		0.8850
所沢市2人世帯の生活扶助費				
第1類※①(支給額)				68,216 A
※①世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。				
所沢市2人世帯の生活扶助費				
第2類(支給額)☒				48,030 B
※世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。				
住宅扶助費				57,000 C
母子加算				22,790 D
生活保護費(A+B+C+D)				196,036 E

国保減免基準	E × 1.3 倍	254,847 F
1年	F × 12 ヶ月	3,058,158

○所沢市在中 1人世帯の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
所沢市 (1級地-2)	59	1		37,520
合計		1		37,520
		1人の逓減率		1.0000
所沢市市単身世帯の生活扶助費				
第1類(支給額)				37,520 A
※①世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。				
所沢市市単身世帯の生活扶助費				
第2類(支給額)				39,050 B
※世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。				
住宅扶助費				47,700 C
母子加算・障害加算				なし D
生活保護費(A+B+C+D)				124,270 E

国保減免基準	E × 1.3 倍	161,551 F
1年	F × 12 ヶ月	1,938,612

所沢市と同じ等級地(1級地-2)
蕨市 戸田市 朝霞市 和光市 新座市

④実際の生活保護費は、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、教育扶助を受けられます。

国保税の減免基準にある生活保護基準の1.3倍はいくら？

2018.10.26

埼商連：大藤

○さいたま市中 4人家族の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
さいたま市 (1級地-1)	42	1		39,360
	40	1		38,430
	15	1		39,170
	10	1		34,390
合計		4	151,350	
		4人の逓減率	0.7675	
さいたま市4人世帯の生活扶助費 第1類※①(支給額)				116,161 A
※①世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。				
さいたま市4人世帯の生活扶助費 第2類※②(支給額)				61,620 B
※②世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。				
住宅扶助費				59,000 C
母子加算・障害加算				なし D
生活保護費(A+B+C+D)				236,781 E

国保減免基準	E × 1.3 倍	307,815 F
1年	F × 12 ヶ月	3,693,786

○さいたま市中 母子家庭2人家族の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
さいたま市 (1級地-1)	40	1		38,430
	13	1		39,170
合計		2	77,600	
		2人の逓減率	0.8850	
さいたま市2人世帯の生活扶助費 第1類※①(支給額)				68,676 A
※①世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。				
さいたま市2人世帯の生活扶助費 第2類※②(支給額)				50,180 B
※②世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。				
住宅扶助費				54,000 C
母子加算				22,790 D
生活保護費(A+B+C+D)				195,646 E

国保減免基準	E × 1.3 倍	254,340 F
1年	F × 12 ヶ月	3,052,078

○さいたま市中 1人世帯の場合

住所	年齢	人数	生活扶助費	第1類
さいたま市 (1級地-1)	59	1		39,360
合計		1	39,360	
		1人の逓減率	1.0000	
さいたま市2人世帯の生活扶助費 第1類※①(支給額)				39,360 A
※①世帯内の個人一人ひとりに支払われる支給額。食費や衣料など。年齢によって異なる。				
さいたま市2人世帯の生活扶助費 第2類※②(支給額)				40,800 B
※②世帯全員の為に支払われる支給額。電気、水道、ガスなどの光熱費の分。世帯の人数によって支給額が決まる。				
住宅扶助費				45,000 C
母子加算・障害加算				なし D
生活保護費(A+B+C+D)				125,160 E

国保減免基準	E × 1.3 倍	162,708 F
1年	F × 12 ヶ月	1,952,496

さいたま市と同じ等級地 (1級地-1)
川口市

④実際の生活保護費は、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、教育扶助を受けられます。

さいたま市の国保税申請型の減免基準	世帯の前年所得と現年見込所得、及び預貯金額が下の基準以下であるような低所得のため生活困窮している場合、均等割が1割減額されます。①単身世帯の基準所得130万円・預貯金基準65万円 ②複数世帯の基準所得200万円・預貯金基準100万円
-------------------	--